

## 京都府の食中毒検査体制

食中毒が疑われる事件が発生した場合、細菌検査やウイルス検査は、事件を科学的な側面から究明し、被害の拡大を防止する上で、非常に重要な意義を持ちます。京都府では、食中毒事件発生時には保健所と保健環境研究所が連携して、次のような体制で検査を実施しています。

| 実施機関  | 項目  | 対応  |                      |
|---|---|---|----------------------|
| 保健所   | 有症者からの検体採取  | 患者の糞便、吐物、汚物残存食品や食材を含む参考食品等を採取します。                             |                      |
|   | 施設からの検体採取   | 患者の糞便、吐物、汚物残存食品や食材を含む参考食品等を採取します。                             |                      |
|   | 医療機関への協力要請  | 保健所が有症者の検査を必要とする場合は、医療機関に検査の実施又は検体採取や提供などについて協力を求めます。         |                      |
|   |   |   |                      |
|   | 検査  | 鏡検  | 細菌の形態的な特徴を顕微鏡で確認します。 |
|   |   | 菌の培養  | 基本的な培地を用いて細菌を分離します。  |
|   |   | 判定試験  | 細菌の形態的な特徴を顕微鏡で確認します。 |
|   |   |   |                      |
| 保健環境研究所への検体搬入   | 必要に応じて保健環境研究所に検体を搬入します。   |   |                      |
|     |   |   |                      |
| 保健環境研究所   | 検査  | 最終判定試験<br>遺伝子レベルでの検査<br>更に高度な生化学的検査<br>抗原抗体反応の検査毒素の検査等を実施します。 |                      |